

陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

件 名	学童クラブ事業利用料金の値上げの撤回		
要 旨	<p>京都市は8月11日の教育福祉委員会において、学童クラブ事業に関する新たな利用料金体系について提案した。その中で、学童クラブ事業の従来の利用料金の考え方を変更し、具体的には所得税課税世帯（従来のD区分）に対し基本額を設置すること、従来、午後6時と午後6時30分の二段階であった料金区分を午後5時と午後6時30分に変更することを提案した。</p> <p>そのため、従来、所得税課税対象であったD区分は、軒並み利用料金の値上げとなり、最も値上げ率の高い階層では2倍以上の値上げとなる。また、午後6時まで学童クラブに通わせていた家庭は、全て午後6時30分の区分となり、これも値上げとなる。</p> <p>市民、保護者からはこの値上げ幅であれば、学童に通わすことができずとして利用控えも起こり得る。</p> <p>そもそも学童クラブ事業は、増加する共働き世帯、ひとり親世帯にとってなくてはならない生活インフラとなっており、学童クラブが利用できないことは生活ができないことと一緒である。</p> <p>また、今回の提案は8月の教育福祉委員会での議論を経て9月市会にて採決し、その後、保護者に説明すると市当局から説明されたが、市民、保護者からすれば、決まってから聞かされることになり、決まったことだから従えということにはほかならない。</p> <p>ついては、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 コロナ禍で生活が困窮している中、市民、保護者に学童クラブ利用料金の値上げを求めることはやめること。 2 市民、保護者に十分情報開示をすること。 		
受理年月日	令和3年9月28日	回付委員会	教育福祉委員会

受理番号	陳 情 者
1733	
1734	

1735	
1736	
1737	
1738	
1739	
1740	
1741	
1742	
1743	
1744	
1745	

1746	
1747	
1748	
1749	
1750	
1751	
1752	
1753	
1754	
1755	
1756	

1757	
1758	
1759	
1760	
1761	
1762	
1763	
1764	
1765	
1766	
1767	

1768	
1769	
1770	
1771	
1772	
1773	
1774	
1775	
1776	
1777	
1778	

1779	
1780	
1781	
1782	
1783	
1784	
1785	
1786	
1787	
1788	
1789	

1790	
1791	
1792	
1793	
1794	
1795	
1796	
1797	
1798	
1799	
1800	

1801	
1802	
1803	
1804	
1805	
1806	
1807	
1808	
1809	
1810	
1811	

1812	
1813	
1814	
1815	
1816	
1817	
1818	
1819	
1820	
1821	
1822	

1823	
1824	
1825	
1826	
1827	
1828	
1829	
1830	
1831	
1832	
1833	

1834	
1835	
1836	
1837	
1838	
1839	
1840	
1841	
1842	
1843	
1844	

1845	
1846	
1847	
1848	
1849	
1850	
1851	
1852	
1853	
1854	
1855	